

福祉活動団体への

「事業活動費」「食等を通じた地域のつながりづくり活動費」 の配分について

横浜市緑区社会福祉協議会では、地域福祉・障害福祉の推進のため、地域の皆様よりお預かりしたご寄付（預託金）を緑区内の当事者団体、地域福祉活動団体等へ配分しています

■ 配分金額

区分	配分金額（上限）		配分対象
	緑区社協 正会員	非会員	
ア 事業活動費	35,000 円	15,000 円	裏面の要件に該当する団体が行う事業に必要な経費
イ 食等を通じた地域のつながりづくり事業費（新規）	50,000 円	30,000 円	裏面の要件に該当する団体を実施する子ども食堂・地域食堂で、かつ下記に該当する活動に必要な経費 ・月におおむね 1 回以上、かつ年間を通じて実施する活動 ・1 食おおむね 500 円程度までの安価で食を提供する活動 ・活動日時が、年間通して学齢児が利用できる設定である活動

* 申請できるのは、ア・イ各区分で 1 団体につき 1 申請です。（ア・イの重複申請は可能です）

* 申請総額が予算額を超えた場合、均等割り戻しにより減額となる場合があります。

■ 申請受付期間

令和6年6月 11 日(火)～6月28日(金) ※必着

■ 申請方法

所定の書式に記入のうえ、上記期間内に提出してください（窓口持参、または郵送）

* 書式は、3月下旬より緑区社協のホームページからダウンロードできるようになります。

* R6 年度は書式の変更があります。必ず最新の書式をご利用ください。

（ダウンロードできない場合はお問い合わせください）

<配分要件>

1 対象団体

①緑区の地域福祉の推進に寄与するボランティア・NPO等市民活動団体／②緑区の障害福祉の推進に寄与する障害当事者・家族団体／③緑区内の地区社会福祉協議会／④緑区社会福祉協議会会長が必要と認めたもの
→申請できるのは、ア・イ各区分で1団体につき1申請です。

(ア・イの重複申請は可能です)

→親子サークル・単位老人クラブ・趣味のサークル等、主に自助を目的とした活動団体は対象外です

2 配分対象

団体の事業（以下に該当するもの）に必要な経費

①主に緑区内で実施される事業・活動／②申請団体の主体的な計画のもとに実施される事業・活動／③宗教、営利のいずれにも該当しない事業・活動／④福祉的啓発の高い内容の事業・活動／⑤他の助成金の活用が困難な事業・活動

3 申請及び配分の流れ

① 最新の申請書を入手の上、上記期間内に緑区社協へご提出ください。

② 緑区社会福祉協議会 ボランティアセンター運営委員会にて審査し、配分金額を決定します

③ 配分金を振り込みます（令和6年8月ごろ予定）

④ 報告書をダウンロード等にて入手の上、ご提出ください（令和7年4月）

→申請書提出後、必要に応じて活動内容の確認や別途書類の提出をお願いすることがあります

【提出先】

横浜市緑区社会福祉協議会 善意銀行担当

住所：〒226-0019 横浜市緑区中山2-1-1 ハーモニーみどり1階

電話：045-931-2478 FAX：045-934-4355